

3月下旬スタート!

健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

令和3年3月
厚生労働省保険局

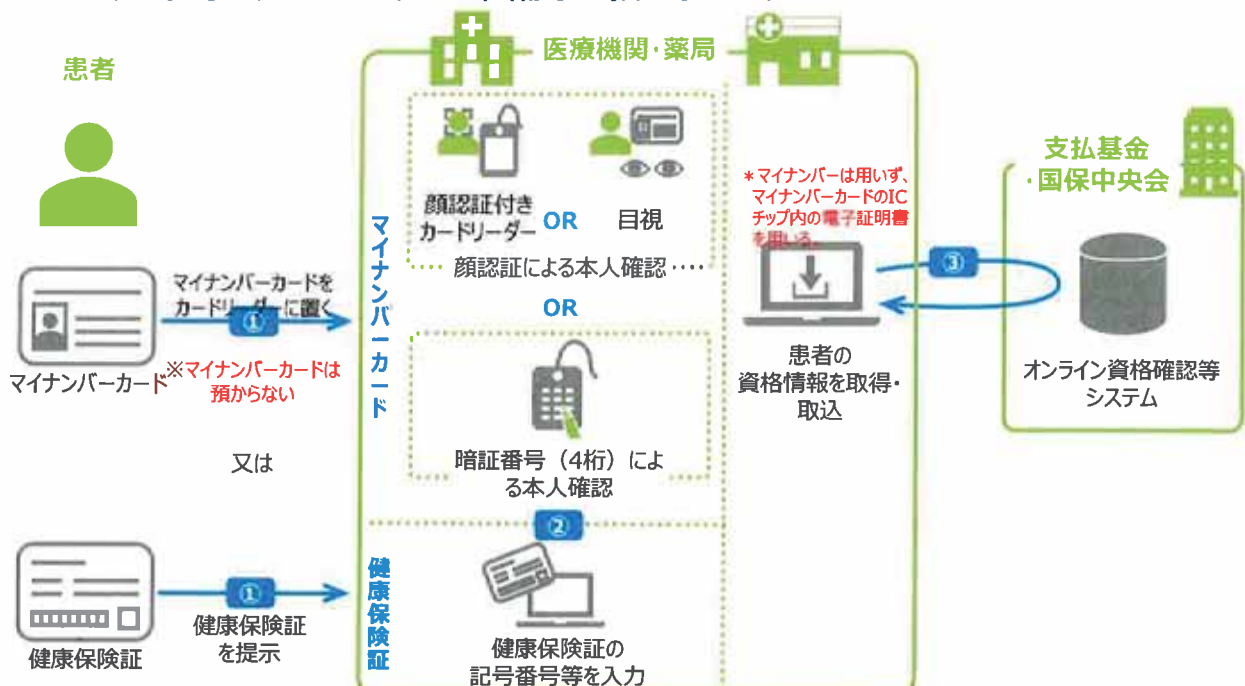
医療介護連携政策課

山下 護

1. オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

オンライン資格確認では、**マイナンバーカードのICチップ**または**健康保険証の記号番号等**により、オンラインで資格情報の確認ができます。

令和3年3月からマイナンバーカードを持参し、保険資格の確認をする患者が増えてきます。全ての患者が診療等を受けられるよう準備をお願いします。



2. 医療機関・薬局で変わること①

- オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、**直ちに資格確認が出来るようになります。**
- 保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、**レセプトの返戻が減ります。**また、**窓口の入力の手間も減ります。**



※ **資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類**です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

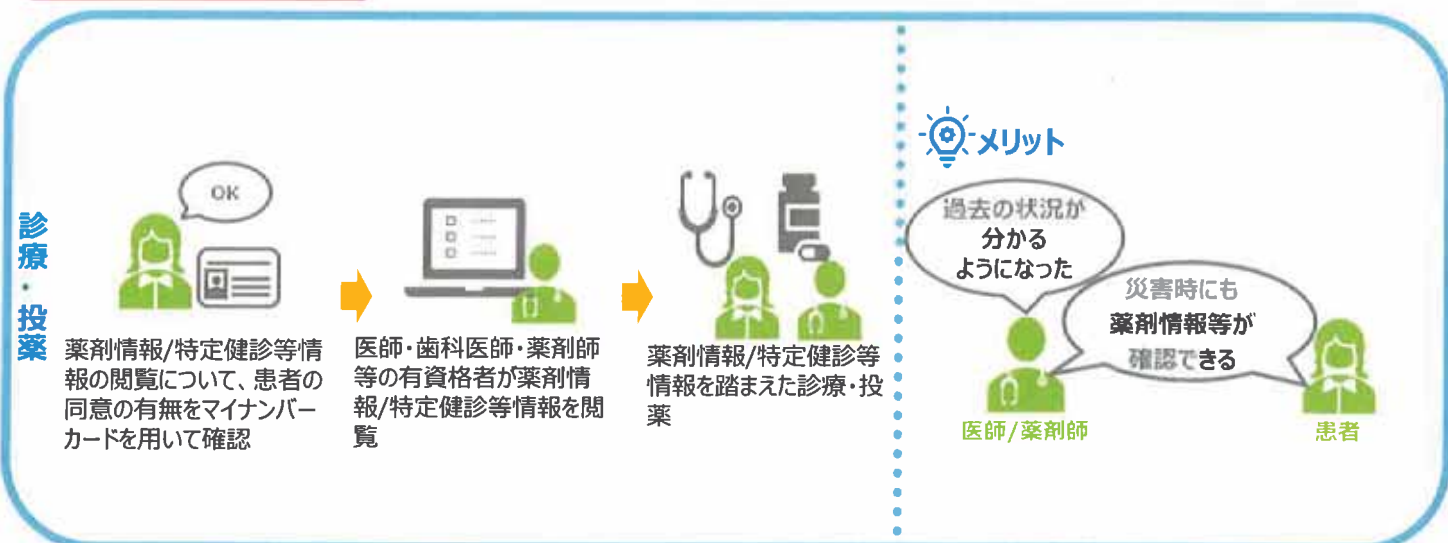
厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

2

2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、**支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。**

マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、薬剤情報や特定健診等情報を医療機関等で閲覧することが可能となります。



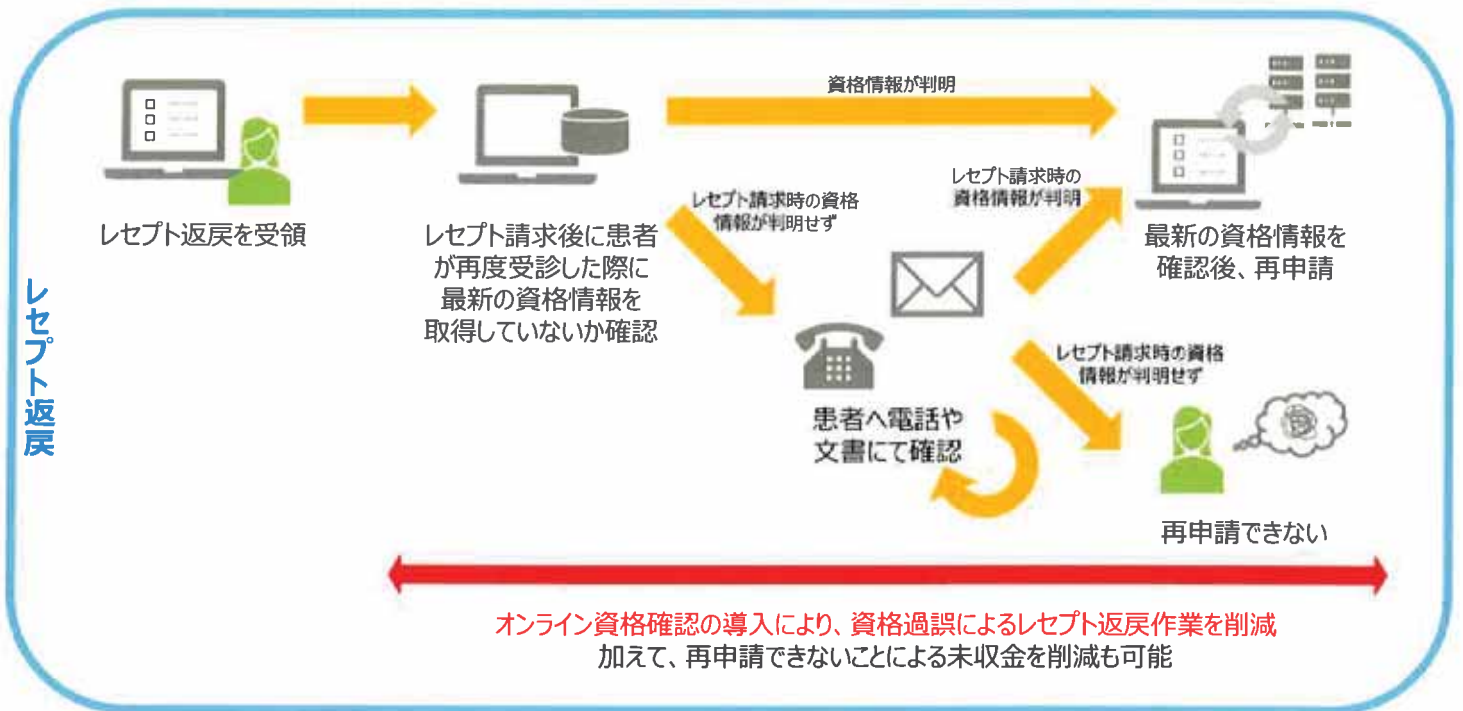
※薬剤情報は、**レセプトから抽出された情報**となります。
 ※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報のことです。

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

3

3. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、**資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減**されます。



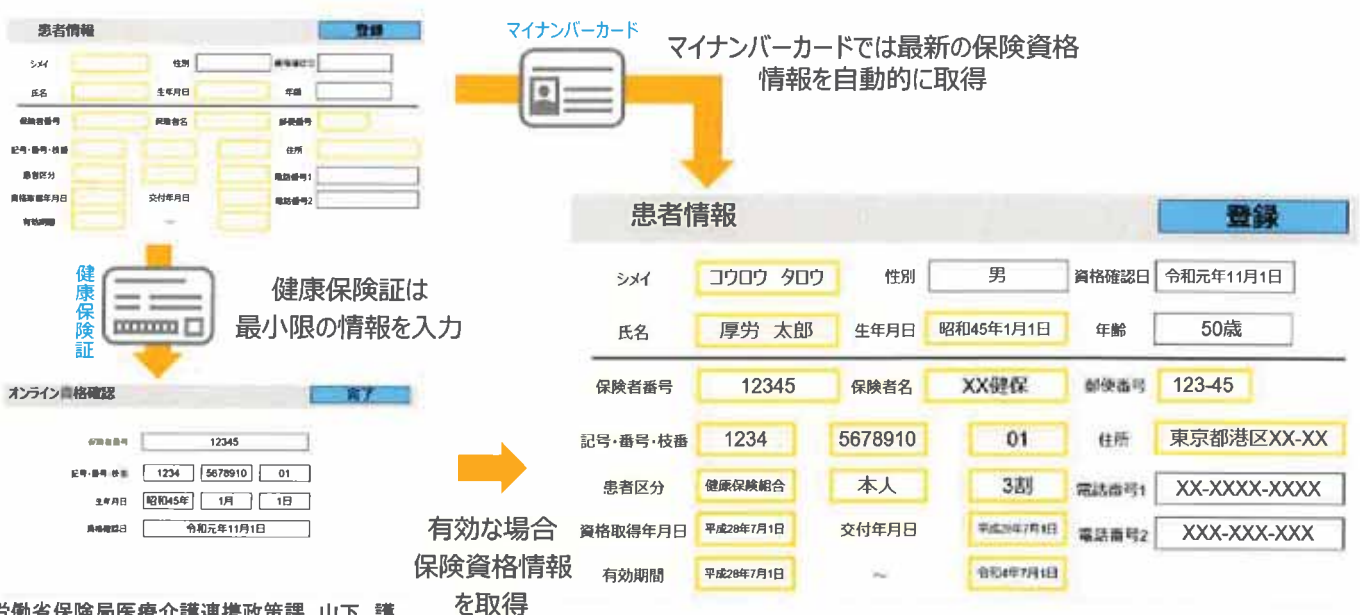
厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

4

3. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは**最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます**。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。



厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

5

3. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

＜一括照会リストイメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x



照会したい患者のリストを作成

＜一括照会結果イメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※

健康保険証の記号番号等で照会

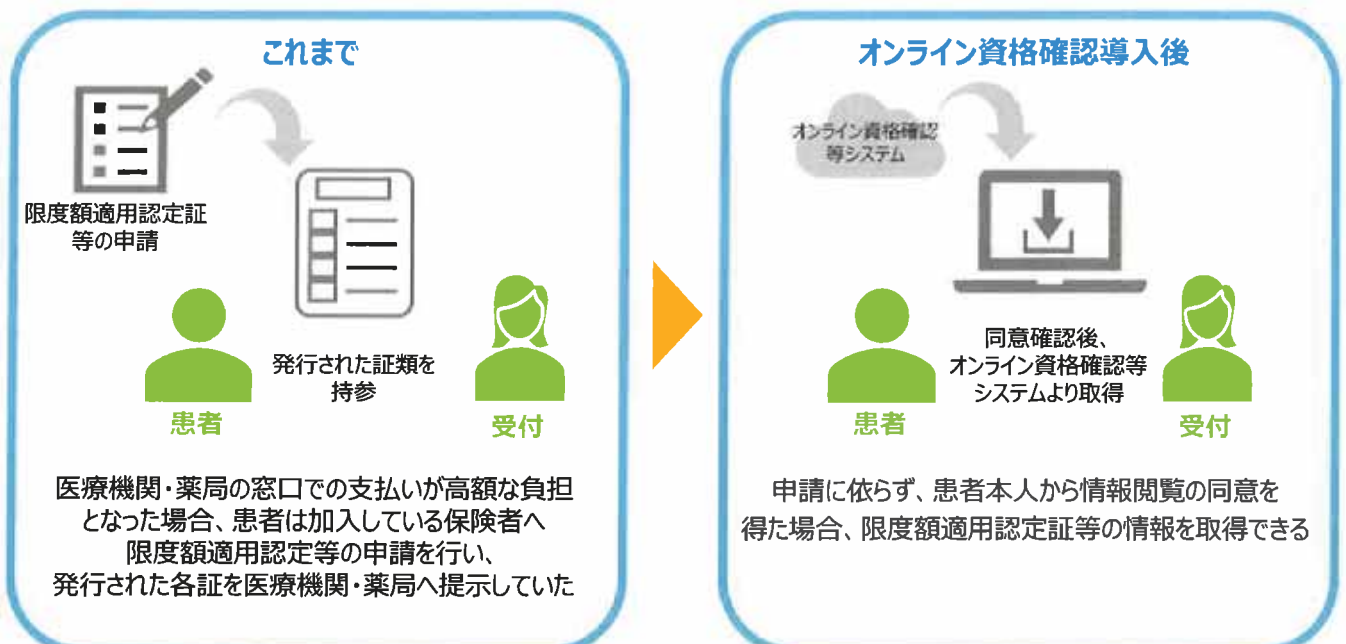
※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等
 ※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

3. メリット：限度額適用認定証等の連携①

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、**加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得**でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧②

特定健診情報とは（特定健診とは）

特定健診とは、生活習慣病（糖尿病等）の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者が40歳以上（74歳以下）の加入者に対して実施する健康診査。特定健診情報はこの特定健診の結果の情報。（75歳以上の者については後期高齢者健診情報）

医療機関で同意した場合に閲覧可能な項目

- (注) 下線の項目は後期高齢者健診においては存在しない。
- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
 - 特定健診結果情報 (※)
(診察（既往歴等）、身体計測、血圧測定、血液検査（肝機能・血糖・脂質等）、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果)
 - 質問票情報（服薬・喫煙歴等） (※)
 - メタボリックシンドローム基準の該当判定 (※)
 - 特定保健指導の対象基準の該当判定 (※)

※ 令和2年度以降に実施し順次登録された過去5年間分の情報が閲覧可能。

薬剤情報とは

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト（電子レセプト）から抽出した薬剤の情報。

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

- (注) 下線の項目は後期高齢者においては存在しない。
- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
 - 薬剤情報 (※)
(調剤年月日、処方医療機関識別、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)

※ 令和3年9月診療分のレセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出を開始し、過去3年間分の情報が閲覧可能。

閲覧に同意

閲覧が可能となった場合に診療に及ぼす影響

- かかりつけの医療機関以外でも（災害時や旅先）、別の医療機関で患者の情報を確認することができ、より適切で迅速な検査、診断、治療等の実施が可能に
- 複数医療機関を受診する患者の情報を集約して把握でき、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- 患者が医療従事者からの問診・確認へ対応する負担の軽減につながる（医療従事者側の負担軽減や対面診療の時間短縮にもつながる）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧③

来院

①マイナンバーカードを置く【患者】



本人確認

②本人確認方法を選択【患者】



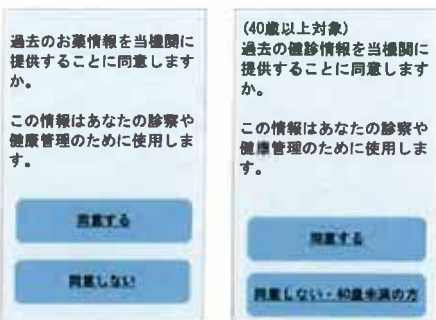
※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

③顔の撮影、又は暗証番号を入力【患者】



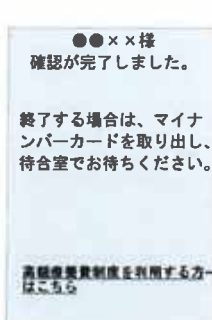
同意取得

④薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を選択【患者】



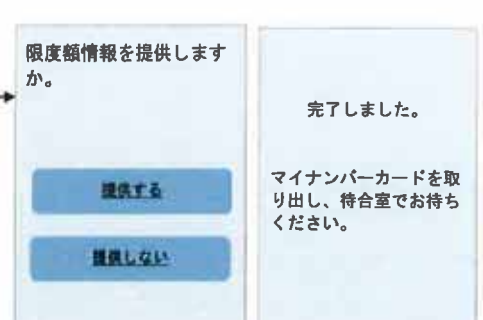
完了

⑤資格確認等が完了【患者】



同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

⑥提供する情報（限度額情報等）を選択【患者】



厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

3. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、**マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報の閲覧ができます。**

(災害時)

- ・薬を家に置いて避難してきた・・・
- ・避難所で持ってきた薬を飲みきってしまった・・・
- ・かかりつけ医以外のところで受診することに・・・



薬剤情報の閲覧により、よりよい医療を提供できる

災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて薬局の範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする



資格確認端末で照会



通常時と同様の画面が閲覧可能

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

12

4. 顔認証付きカードリーダーとは

- 顔認証付きカードリーダーとは、オンライン資格確認を行う際に必要となる機器のことで、マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。



富士通Japan株式会社



パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーのカタログページはこちら
[お問い合わせ](#)



厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護



顔認証で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診等情報閲覧の同意ができます
 限度額適用認定証等に係る同意ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



健康保険証利用の申込（初回登録）ができます

4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その1）

機器に係る主な要件の詳細



顔認証を行う上で十分な画質を担保したカメラ、タッチパネル対応の液晶ディスプレイ等を装備。セキュリティ対策として、のぞき見防止等を実施。

<仕様例>

- 画面サイズは**5インチ以上**
- タッチパネルで操作可能
- **のぞき見防止の対策実施**

顔認証機能



顔の特徴点等を分析し
同一人物であることを照合

患者の顔をカメラで撮影したものとマイナンバーカードから抽出した顔写真で本人であることを照合。顔認証の照合率として、高い水準を満たしている顔認証エンジンを搭載。

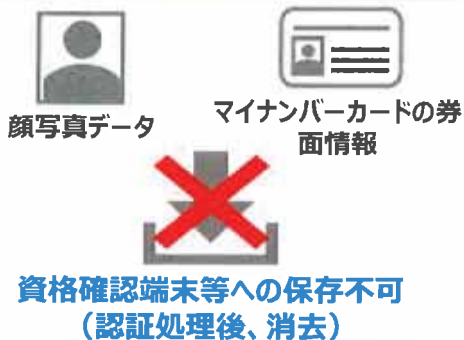
<仕様例>

- 顔認証の精度は誤合致率※（FMR）0.01%の時に誤非合致率※（FNMR）0.6%以下

※ FMRとは本人と異なる顔で照合した結果の内、同じ顔と判断される確率のこと。FNMRとは本人の顔で照合した結果の内、異なる顔と判断される確率のこと。

4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その2）

セキュリティ

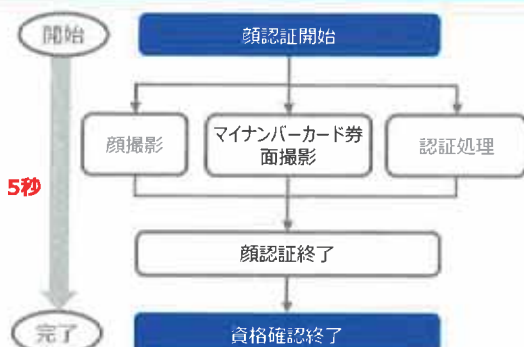


顔写真データ等の認証処理に関連するデータは、**保持せず消去**し、データの取り出しは不可の仕組み。また、操作ログ等を出力し、処理の証跡を残す。

<仕様例>

- 認証処理に関連するデータは認証処理終了時に能動的に消去
- 操作ログやエラーログを出力
- メモリダンプやデバッグモードは使用不可

システム処理に係るレスポンス



顔認証時間やマイナンバーカードの券面スキャン時間等のレスポンス時間について、並列処理を行う等により短縮化を実施。

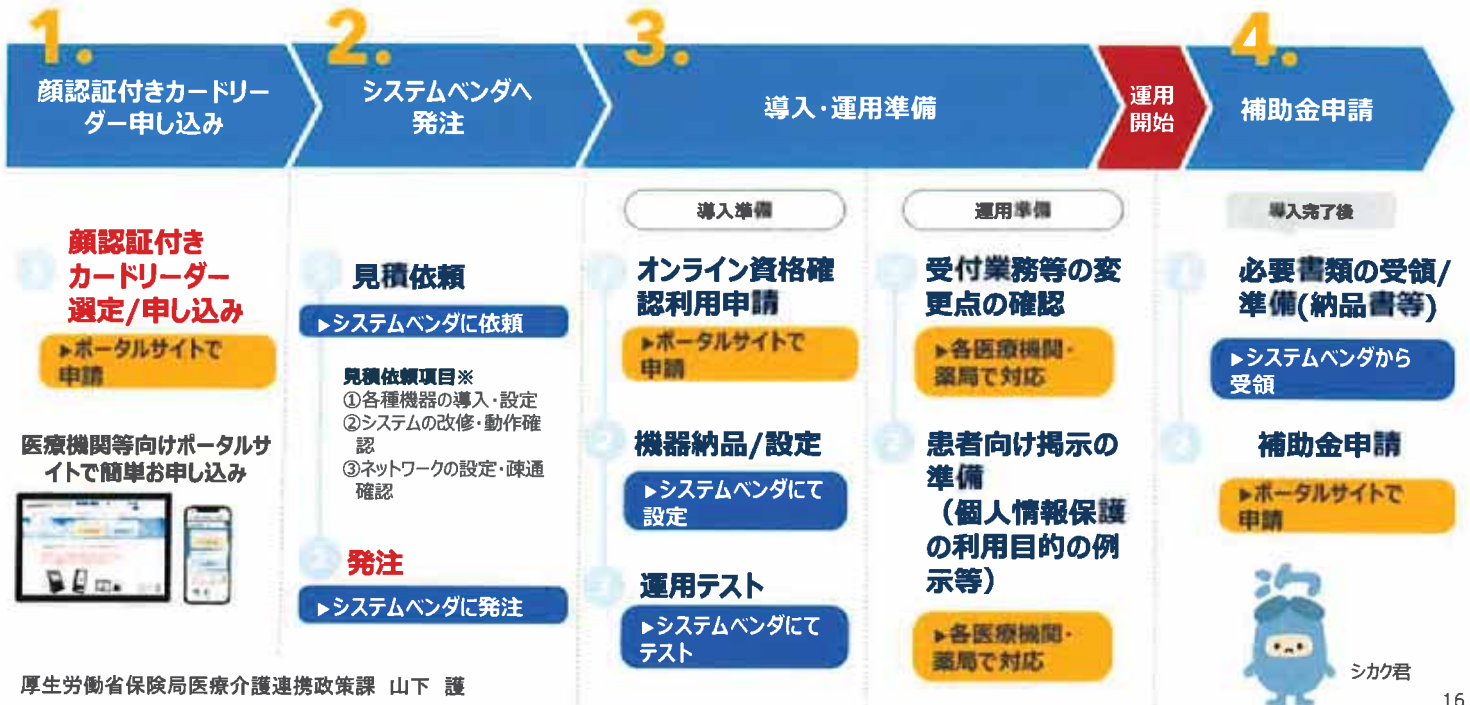
<仕様例>

- 顔認証開始から資格確認終了まで、**原則、5秒以内**

5. 準備作業について

オンライン資格確認の利用に向けた準備作業は以下の4ステップになります。

顔認証付きカードリーダーの提供や、システムベンダ（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者）の現地作業までに期間を要するため、お早めにポータルサイトでのお申し込み/システムベンダへの発注をお願いいたします。



16

5. 準備作業について

- レセコン等を導入しておらず、相談先がわからない方は、医療機関等向けポータルサイト掲載の「**オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先**」をご確認ください。
- その他詳細は、「**準備作業の手引き**」をご覧ください。
(厚労省ホームページ、医療機関等向けポータルサイトに掲載)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年1月時点の最新※

令和3年3月スタート

オンライン資格確認導入に向けた
準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和3年1月
厚生労働省保険局

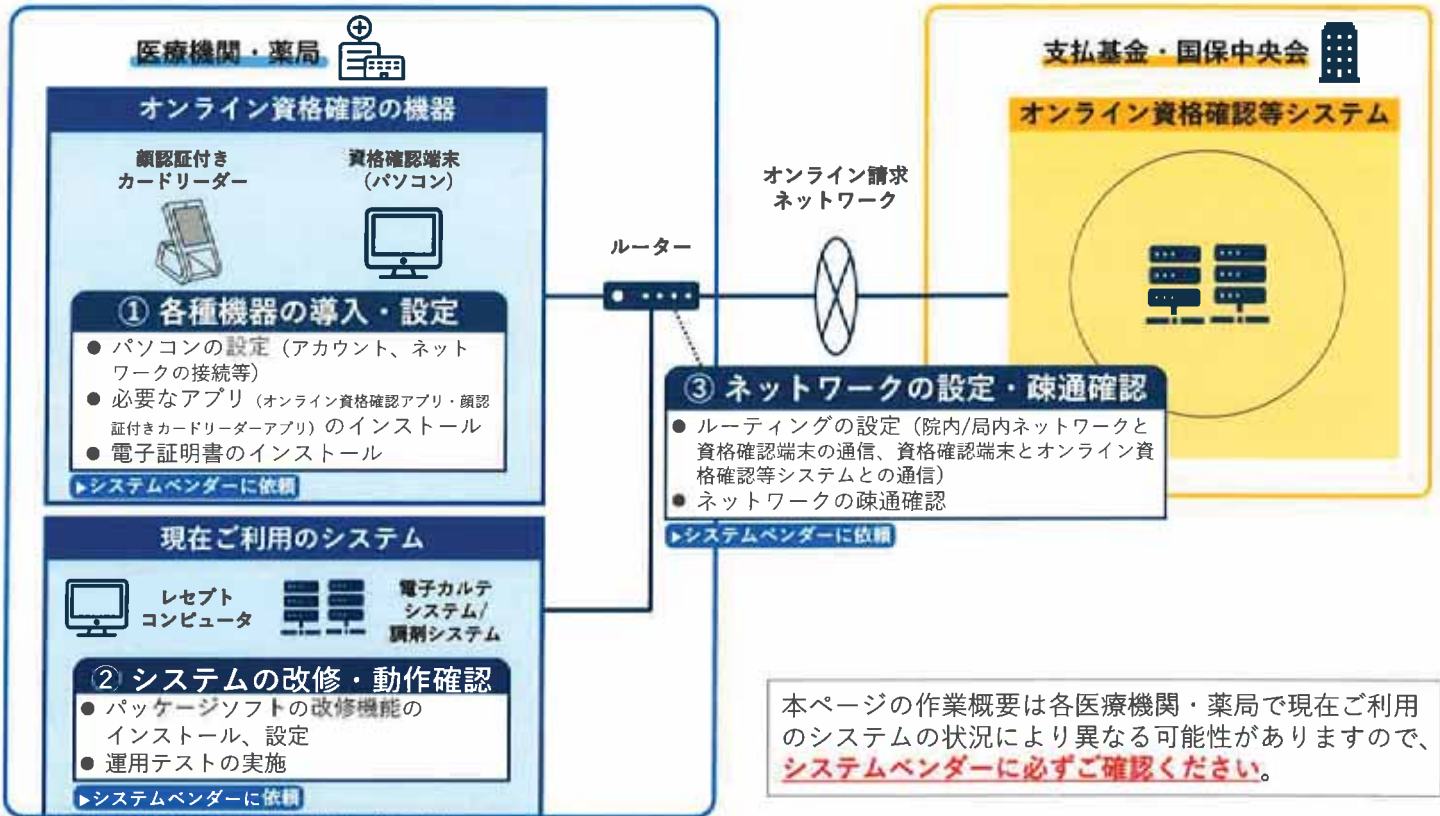
オンライン資格確認の導入にご協力ください!

※ 適宜、最新版に更新しています。



〈参考〉システムベンダーに依頼いただく作業概要

- 導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。下記を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。



厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

18

6. まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかがまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで**必要な手続き**を行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)



アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

オンライン資格確認

検索



お問合せ先：医療情報化支援基金
contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

平日 8:00~18:00

土曜日 8:00~16:00

※ お電話でのお問合せは、混み合う場合がございます。メールでのお問合せを推奨します。

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

19

7. 顔認証付きカードリーダーの申込受付中

医療機関等向けポータルサイトで、導入したい機種を選んでお申し込み下さい。

顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修が必要です。各ベンダにお問い合わせ下さい。

※どのカードリーダーでも、資格確認端末を導入いただければ、各医療機関が導入しているレセプトコンピュータと連携することができます。



富士通Japan株式会社



パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン
株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら



厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

レセプトコンピュータ等の改修・ オンライン資格確認端末等の導入

相談先

現在、使用しているレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

ネットワーク構成の変更

相談先

現在、使用しているレセプトオンライン請求のネットワークの事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

20

マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」について

10/30田村厚労大臣
閣議後会見時配布

- 厚生労働省は、令和3年3月末に医療機関・薬局の **6割程度** で、**オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの保険証利用）** の実施に必要な顔認証付きカードリーダーが導入されることを目指している。
- このような中、足元の顔認証付きカードリーダーの申込率は15.3%にとどまっている（10月18日時点）。
- そのため、厚生労働省は6割普及目標の早期達成を目指して、**新たな「加速化プラン」** を実行する。

1

医療機関等への更なる導入支援

- 多くの患者が来院する **公立・公的医療機関等** における顔認証付きカードリーダーの申込率を毎週公表し、**導入状況を「見える化」** する
- 病院（約0.8万施設）、医科診療所（約8.9万施設）、歯科診療所（約7.1万施設）、薬局（約6.0万施設）への導入を支援するため、ベンダへの見積もり適正化を依頼するとともに、**追加的な財政補助を検討し、早急に結論を出す**

2

マイナンバーカードの保険証利用申込の更なる促進

- 生涯で一回のみ必要となるマイナンバーカードの **健康保険証利用の申込みのアクセスポイントを増やす**
- 多くの方が日常利用する保険薬局について、**説明会や課題ヒアリング等の接点を増やすなど働きかけを強化し、保険薬局がマイナンバーカードで様々な手続き（健康保険証利用申し込みなど）ができる拠点となるよう進めていく**

3

訪問看護等におけるオンライン資格確認のあり方に関する検討

- 令和5年3月末までに、医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの普及とマイナンバーカードの健康保険証利用が進むことを見据え、**訪問看護や柔道整復・あんま・はり・灸におけるオンライン資格確認のあり方について検討する**

「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては、令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、**「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**こととする。

【見直し前】

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用への補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合 基準とする事業額210.1万円を上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 基準とする事業額200.2万円を上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 基準とする事業額190.3万円を上限に、その1/2を補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、その1/2を補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、その3/4を補助

【追加的な導入支援策】

その他の費用の補助内容	基準とする事業額210.1万円を上限に、実費補助	基準とする事業額200.2万円を上限に、実費補助	基準とする事業額190.3万円を上限に、実費補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助
※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局を対象とする				

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、③レセコンコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

22

オンライン資格確認の開始に向けた取組について

- 医療機関・薬局の窓口において患者の直近の医療保険資格を確認できるようにするとともに、特定健診等の情報を閲覧可能とする「オンライン資格確認」については、円滑な実施とシステムの安定性を確保するため、一部医療機関・薬局におけるテスト運用を行ったうえで、
 - ・ **3月上旬（3/4（木）頃を想定）**から500機関程度で、**本番環境下でプレ運用**を行い、
 - ・ **3月下旬**から**本格開始**する。
- プレ運用等の状況を、医療機関等への準備支援や国民への周知広報に活用していく。
また、追加的な財政支援策が「**3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局**」を対象としていることを踏まえ、引き続き、意向調査を行いつつ、周知と申込勧奨を行っていく予定。

【利用開始までのスケジュール】

	令和3年/1月	2月				3月			
	1/29~	2/1~	2/8~	2/15~	2/22~	3/1~	3/8~	3/15~	3/22~
プレ運用	プレ運用の公募（1/29~2/12） （500機関程度）			プレ運用の選定および準備		プレ運用（3/4予定~） （500機関程度）			
	プレ運用および本番開始に関する周知広報 ※プレ運用等の状況を、医療機関等への準備支援や国民への周知広報に活用。機運を醸成。								
	一般医療機関・薬局における準備・運用のリハーサル等								

運用開始

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

23

8. オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能

- ・ 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診等情報のみですが、**対象となる情報を拡大**します。(令和4年夏を目処) 手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とし、**電子処方箋の仕組みを構築**します。(令和4年夏を目処) 紙の受け渡しが必要なくなり、薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)が可能となります。
- ・ **閲覧・活用できる健診等を拡大**します。
- ・ 現在対象になっていない**生活保護受給者の医療券**も対象にする(令和5年度中)など順次対象を広げていきます。
- ・ **モバイル端末でのオンライン資格確認**も検討しています。(令和2年度研究事業)

オンライン資格確認には以下の特徴があり、データヘルスの基盤となっていきます。

- ① 全国の医療機関・薬局と安全かつ常時接続されています
- ② 医療情報を個人ごとに管理しており、本人の情報を確実に得ることができます
- ③ 患者の同意を確実にかつ電子的に得ることができます

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護



24

9. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. **健康保険証でも受診できます。**

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において**患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。**

オンライン資格確認では、**マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用**します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、**支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組み**です。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

25

9. Q&A

<1. オンライン資格確認とは>

Question

Answer

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

A. 資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。
また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。
今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていれはすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。
なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。

Q. 薬局において、患者本人、家族以外の訪問介護員や知人などが薬を受け取りにきた場合はどうすればよいでしょうか。

A. 処方箋を用いてオンライン資格確認を行うことが基本となります。
マイナンバーカードの暗証番号については、みだりに他人に教えないようにお願いしておりますので、その範囲内での対応をお願いできればと思います。

9. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わる事>

Question

Answer

Q. マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはありますか？

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。
患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 「窓口でマイナンバーカードは預からない」とのことですが、障害のある方などへの介助をする際にも認められないのでしょうか。

A. 患者の方のご希望により、ご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れてらどのようにしたらよいですか？

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。
もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. マイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

Q. 医療機関・薬局内で患者のマイナンバーカードを拾得した場合はどうすればよいですか。保管義務はかかるのでしょうか？

A. 医療機関内で拾得したマイナンバーカードについては、施設内における拾得物（財布や免許証等を落とした場合）と同様の対応となります。
拾得したマイナンバーカードを警察に届け出る、あるいは本人に連絡をして返却するまでの間、一時的に預かることは特定個人情報の収集・保管制限に違反しません。

9. Q&A

< 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安 >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、ポータルサイトにアカウント登録いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、システムベンダ等に改修費用の見積を依頼してください。

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか？

A. システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行っていただくこととなりますので、医療機関・薬局における導入作業後である2月以降となります。（事前申請ではなく、精算払いとなります。）

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

A. オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

9. Q&A

< 4. 資格確認端末について >

Question

Answer

Q. 推奨しているOSを「Windows LTSC」に限定している理由はなぜですか？

A. オンライン資格確認等システムの資格確認端末では、Windows OSのサポート期間が10年間と長いLTSC版を推奨OSとしています。
これは、LTSC版は、機能更新は行われず、セキュリティパッチがMicrosoftから10年間提供されるため、医療機関・薬局側に負担をかけずOSのセキュリティ維持を行うことができ、安全にオンライン資格確認等システムと接続いただけるため採用しています。

Q. Windows10 Pro等のOSを利用することは可能ですか？

A. Windows10 Pro等、LTSC版以外のOSを選択する場合には、医療機関・薬局にて必要なセキュリティ対策を行い、システムベンダーにてセキュリティパッチや機能更新パッチの適用を適切に実施することをお願いしています。

9. Q&A

<参考：マイナンバーカードについて>

Question

Answer

Q.うら面のマイナンバーを見られたら他人に悪用されませんか？

A.マイナンバーを見られても、**他人はあなたになりすまして手続きすることはできません**。マイナンバーを利用する手続では、**顔写真付きの本人確認書類が必要**なので、悪用は困難です。

Q. ICチップ部分にはプライバシー性の高い情報は記録されないのですか？

A. ICチップ部分には、**税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません**。健康保険証として使えるようになっても、特定健診結果や薬剤情報がICチップに記録されることはありません。

※ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、**情報を利用するために暗証番号が必要**です。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

Q.マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

A.**キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫**です。ただし、失くさないように注意してください。万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

【参考】

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/security_quiz/

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_difference.pdf

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_security.pdf

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

30

参考：マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要**です（原則、**生涯1回のみ**）。
- 3月以降、医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができるが、**医療機関等において待ち時間が発生することを防ぐため、あらかじめ手続きしておいていただくことをお願い**しています。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、マイナンバーカードと**カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、PC+ICカードリーダー）を用いる必要**があります。
その他、**セブン銀行のATM（3月開始予定）**や**一部チェーン薬局の窓口**でも申込が可能となる予定です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が所持している場合

▶ 「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込（一括登録）を行う。

マイナポイントアプリ



・マイナンバーカード読み取り可能機種

iPhoneの場合：iPhone7以降

Android端末：81機種

（2019年8月31日現在）

▶ 「マイナポータルAP」をインストールして申込み

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。



マイナポータルAP

カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合

▶ 各市区町村において設置するマイナポータル用端末等から申込み

各市区町村において設置するマイナポータル用端末等から、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

マイナポータル用端末



▶ 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み（令和3年3月（予定）以降）

医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

顔認証付きカードリーダー



※ その他、**セブン銀行のATM**や**一部チェーン薬局の窓口**でも申込が可能となる予定

厚生労働省保険局医療介護連携政策課 山下 護

31

参考：マイナンバーカードと健康保険証

券面

マイナンバーカード



健康保険証



記載項目

氏名（漢字）	氏名（漢字）	氏名（漢字）	住所記入欄
生年月日※1	個人番号（12桁）	フリガナ※4	備考記入欄※2
性別	生年月日※1	生年月日	臓器提供意思表示欄
住所	二次元コード（個人番号）	性別	
顔写真	磁気ストライプ（自治体で使用）	被保険者証記号（7・8桁）・ 番号・枝番（2桁）	
電子証明書の有効期限（西暦）	ICチップ※3	資格取得年月日	
製造番号（16桁）		事業所名称※4	
セキュリティコード（4桁）		保険者番号（6～8桁）	
サインパネル領域※2		保険者名称	
臓器提供意思表示欄		保険者所在地	
		被保険者氏名（被扶養者のみ記載）	
		交付年月日	

- ※1 日本人は和暦、在日外国人は西暦
- ※2 券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など）
- ※3 ICチップに記載される情報は以下
 - ①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など）
 - ②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）
 - ③市町村が条例で定めた事項等
- ※4 保険者により記載有無は異なる

凡例
記載項目
健康保険証のみの記載項目